

令和３年 第２回

教育委員会定例会会議録

とき 令和３年２月９日

品川区教育委員会

令和3年第2回教育委員会定例会

日 時 令和3年2月9日(火)

開会：午後2時

閉会：午後3時21分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	中島 豊
	教育長職務代理者	菅谷 正美
	委 員	富尾 則子
	委 員	海沼 マリ子
	委 員	塚田 成四郎

出席理事者	教 育 次 長	齋藤 信彦
	庶 務 課 長	有馬 勝
	学 務 課 長	篠田 英夫
	指 導 課 長	工藤 和志
	教育総合支援センター長	矢部 洋一
	品川図書館長	横山 莉美子
	学校施設担当課長	小林 道夫
	統括指導主事	丸谷 大輔
	統括指導主事	唐澤 好彦

事務局職員	庶 務 係 長	小林 則雄
	書 記	稲生 彩夏
	書 記	中嶋 康二

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 8 号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 9 号議案 都費教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）
- 第 10 号議案 都費教職員の任免等について（再任用）
- 第 11 号議案 品川区立学校教育職員（固有教員）の任免等について（普通退職）
- 第 12 号議案 都費教職員の任免等について（普通退職）
- 報告事項 1 令和 2 年度歳入歳出補正予算について
- 報告事項 2 令和 3 年度歳入歳出当初予算について
- 報告事項 3 事務局職員の任免等について
- 報告事項 4 都費教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 5 在外教育施設派遣教員の研修発令について

【教育長】 ただいまから、令和3年第2回教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員には菅谷教育長職務代理者、富尾委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。また本日は、コロナウイルスの感染予防という視点から、菅谷教育長職務代理者がリモートによる参加になっておりますので、委員の皆さまはお手元のモニターでもって、菅谷委員とは話ができるのではないかと思います。

菅谷委員、聞こえますか。

【菅谷教育長職務代理者】 大丈夫です。よく聞こえます。

【教育長】 少し音声が小さいように感じますが、では菅谷職務代理者、署名委員のほう、どうぞよろしくお願いいたします。スタートして大丈夫ですかね。

これも初めてのことで、途中もしかすると、何かうまくいかない場面が出てくるかもしれませんが、事務局のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。日程第1第9号議案、都費教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）。日程第1第10号議案、都費教職員の任免等について（再任用）。日程第1第11号議案、品川区立学校教育職員（固有教員）の任免等について（普通退職）。日程第1第12号議案、都費教職員の任免等について（普通退職）。日程第2報告事項3、事務局職員の任免等について。日程第2報告事項4、都費教職員の任免等について（休職）。日程第2報告事項5、在外教育施設派遣教員の研修発令について。以上の会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。

これらの件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1第8号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料1をご覧ください。第8号議案、品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、こちらを御審議願いたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、目的につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するものでございます。

次のページの4、結果というところでございます。今年度11事業を選定いたしました、最終的には拡充のAが2事業、継続が9事業となっております。前回お諮りいたしまして、各事業について教育委員さんの意見を出していただきましたので、今回はそれを

反映してシートを完成したところでございます。それでは最終的な確認をしていただければと思います。

めくっていただきまして、1番の学校改築の計画的な推進でございます。一番下の欄を御覧ください。教育委員からの意見という欄でございます。学校改築については今後も継続して改築に取り組む必要がある。また新型コロナウイルス感染症対策に十分留意し、工事遅延等がないように万全を期すことという意見をいただいたところでございます。

2番目の学校体育施設整備費でございます。令和3年度に空調設備が完成するということがございますが、そのほかプール、校庭についても、健全な状況を維持するために計画的な修繕に努めるようということでございます。

それから3番、学校ICTの推進でございます。教員のICT活用スキルの底上げを図ることが重要と考える。また一斉休業時の活用のみならず、日常での授業や家庭での活用についても考えていかななくてはならない。教育委員会と学校が連携し、この事業に取り組んでいただきたい、ということでございます。

4番目の学校運営事務の環境整備等でございます。学校環境の整備および円滑な公務運営を図るため、今後も継続的に実施されたい。今後の就学人口の流出や流入に十分留意し、普通教室を整備されたいとしております。

給食運営でございます。安全安心で、おいしい学校給食を児童生徒に提供できるよう、引き続き給食業務遂行の円滑化と良好な給食環境の維持を図ることとしています。

それから6番、人工知能型教材を活用した学習支援。コミュニティスクールでの取り組みは先見性があり、大変意義のある授業だと考える。教育委員会もバックアップを継続していただきたいということです。

7番の学力定着度調査でございます。2年生から9年生において経年で調査を行うことで、子ども1人1人の学力の変化を把握することは意義がある。得られるデータの分析方法が今後大きな課題と考える。今後も継続して調査に取り組んでいただきたい。

それから8番の部活動指導員の配置です。教員の働き方改革の推進と部活動の質的な向上のため、地域人材等から幅広く募集を行い、配置をされたい。また適切で安全な指導、管理を行うため、研修、指導員同士の情報交換等を実施されたいということです。

9番の、これは新たなものですが、新型コロナウイルス感染症下における教育活動というものでございます。教育課程は各学校の根幹となる。リモート授業もどのようにしたらよくなるかを併せて考えていかなければならない。各課および学校が連携協力し、引き続き教育活動が充実するようお願いしたい。

それから10番、子ども読書関係の、家読（うちどく）、ティーンズ世代の読書活動の推進でございます。家読啓発の一環として、児童資料のセット貸し出しを各館で行ったことは、区民からも好評を得ており、アイデアの柔軟性と実行力は評価できる。子どもの情報リテラシーの醸成についても今後検討を期待するという意見をいただきました。

最後の11番です。図書館サービスの充実です。図書取次サービスの実施など、利用者が資料を簡便に手に取ることができるよう取り組んでおり、高く評価する。今後コロナを見据え、図書館に来館しなくても利用者が図書館サービスを利用できるよう、電子図書館の検討も試みてほしい。また読むことに困難さがある人や外国人に向けてのサービスも視野に入れたサービス展開も今後期待したい。

ということで、以上のようにシートをまとめさせていただきました。後半は前回お示したとおり、学識経験者からいただいた意見を付けておりまして、これで全体のまとめたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

基本的には前回の資料をもとに、皆様方に様々協議をしていただいた内容を事務局がまとめたという形になっているかと思います。教育委員からの意見の部分で、それぞれご意見を頂戴した各委員の方々の意見と若干トーンが違うとか、ニュアンスが異なるという場合には、ぜひ御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

【塚田委員】 結構でございます。

【海沼委員】 はい、いいです。

【教育長】 よろしいですか。菅谷職務代理委員からもよろしいでしょうか。

教育委員会事務事業の点検および評価の報告書については、採決をしまいいりますが、よろしいですか。

第8号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に日程第2報告事項の1、令和2年度歳入歳出補正予算について。日程第2報告事項2、令和3年度歳入歳出当初予算について。これらの件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件であります、事務局としては会議の扱いについて考えが何かございますか。

庶務課長。

【庶務課長】 令和2年度歳入歳出補正予算について、および令和3年度歳入歳出当初予算について、これらは区議会の議決前の案件であります。したがって、公正また適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 庶務課長から説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づいて、非公開の会議として、会議日程を変更し、すべての会議の終了後に会議を開くこととしたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。事務局からそのほか何かございますか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退室をお願いいたします。

— 了 —